

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令案 及び計量法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の概要

(1) 計量法関係手数料規則の改正（自動捕捉式はかりの型式承認手数料の減額）

計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第158条第1項では、国立研究開発法人産業技術総合研究所等の型式承認を受けようとする者（同条同項第5号）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないとしている。

この規定に基づき、計量法関係手数料令（平成5年政令第340号。以下「手数料令」という。）において型式承認に係る具体的な手数料を規定している。このうち、手数料令第4条ただし書きにおいて、計量法関係手数料規則（平成5年通商産業省令第66号）で定めるところにより、承認を受けた型式と重要な部分において異なる型式等について、手数料の額を減額することができることとしている。

今般、計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成31年政令第60号）により、新たに自動捕捉式はかりの型式承認に係る手数料を制定したことに伴い、当該自動捕捉式はかりの型式承認に係る手数料の減額措置を定めることとする。

(2) 計量法施行規則の改正（公示の方法）

法第159条第1項では、法に係る事項のうち経済産業大臣が公示を行うべき事項が規定されているところ、本条に基づく公示の方法については、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号。以下、「施行規則」という。）第114条において「法第159条第1項各号の規定による公示は、経済産業大臣がする場合にあっては告示により、研究所又は機構がする場合にあっては公告によって行う」と定めていることから、法第159条第1項に基づく公示はすべからず告示又は公告によって実施してきた。

また、法第125条に規定する計量士国家試験及び法第166条第1項に規定する計量教習については、施行規則の規定により、必要事項等をそれぞれ告示、公告することとしている。

今回、近年のインターネットの普及の実態等を踏まえ、法に係る上記の公示をウェブサイトでの掲載等の方法によっても可能とするべく、当該施行規則の規定を改正することとする。

2. 対象省令

○計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

○計量法施行規則の一部を改正する省令

3. 附則

公布日に施行。